

# 提 案 理 由

(追加分)

第 8 回 (定例会)

筑 後 市 議 会

令和 6 年 9 月 12 日

提案理由の説明を申し上げる前に、まずは一点お詫びを申し上げます。

本年４月に購入した小学校教師用指導書等につきまして、契約に際し、必要な議会の議決を怠っておりました。この点につきまして、まずは深くお詫びを申し上げる次第でございます。

それでは、議案第７８号及び議案第７９号並びに報告第１３号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第７８号 財産の取得について（追認）につきましては、令和６年度から使用する小学校教師用指導書等の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に規定する「予定価格２千万円以上の動産の買入れ」に該当し、議会の議決に付さなければならない事案であったにも関わらず、消耗品に関して財産として議決が必要であるとの認識が不足していたことにより、議決を経ずに購入していたため、議会の追認をお願いするものであります。

議案第７９号 筑後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、議案第７８号の事態を重く受け止め、その責任を明確にするため、市三役の令和６年１０月分の給料月額を、それぞれ１０分の１減額するものであります。

報告第１３号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、介護認定調査員が訪問調査の際に、公用車で訪問先のカーポートの支柱に接触し、破損させ損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。